

●香川県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成27年10月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

東かがわ市小磯419の4、419の7、419の8、419の12から419の15まで、419の17、419の18、419の26、松崎421の1、421の4、421の6、428の1、428の3、428の4、428の10、428の14、448の1から448の3まで、465の1、465の2、水主33の1、140の1、140の5、140の6、196の2、197の2、198の2、199、200の2、200の5から200の7まで、204の1、205の2、206の2、206の4、207、208の1から208の4まで、208の10から208の16まで、209の3、209の4、209の6、210の2、211の2、212の1、212の3、213の2、213の6、213の8から213の10まで、213の12、214の3、214の6、214の8、215の4、215の5、226、235の2、240の1、491の16、493の1、493の2（国有林）、493の3、494の2、494の4、494の5、494の6・494の7・494の11・494の12（以上4筆国有林）、495の1、495の2、495の3から495の7まで（以上5筆国有林）、632の8、737、748、771の1、771の2（国有林）、772の1、772の2（国有林）、773の1、774、775の1、775の2、776、777の1、778の1から778の3まで、779の1、779の4（国有林）、779の8、779の9（国有林）、780の1、781の1、781の3、782の1、783の1、783の17、783の18（国有林）、783の28、783の29（国有林）、801の5、801の7、801の9（国有林）、801の11、923の1、925の1、925の3、927の1、929の3、930の1、931の1、932の2、934の2、959の1、959の2、959の4から959の6まで、1013の1、1029、1063、1065、1066の1、1066の2、1067、1069の1、1069の2、1631の1、1631の4、1631の5、1632、1633の1、1633の5から1633の7まで、2001の1、2001の5、2002、2003の1、2004の1、2004の4（国有林）、2006の1、2006の3（国有林）、2006の4、2008の1（次の図に示す部分に限る。）、2113の1、2114の4、2123の1、2123の8、2123の9、2126の1、2127の1、2127の5、2162、2166の1から2166の3まで、2167、2168の1、2168の3、2168の4（国有林）、2172の1、2224の1、2224の2、2230、2279の1、2280、2284、2397の1、2397の2、2397の4（国有林）、2444の1、2444の2、2444の3（国有林）、2450、2452、2453、2456、2457、2458の1、2458の2（国有林）、2629の1から2629の3まで、2629の4・2629の5（以上2筆国有林）、2640の1、2640の2、2640の3・2640の4（以上2筆国有林）、2641、2642の1、2642の2（国有林）、2643の1から2643の3まで、2643の4・2643の5（以上2筆国有林）、2643の6、2643の7（国有林）、2645の1、2645の2・2645の3（以上2筆国有林）、2647の1、2647の3・2647の4・2647の6から2647の9まで（以上6筆国有林）、2647の10、2898の1、2898の2から2898の4まで（以上3筆国有林）、2899の1、2899の2、2977、2978の2、2978の12、3075、3081、3441、3442の1、3442の2、3444、3445、3447の1、3448から3450まで、3452、3453、3454の1、3503の3、3503の21、3505、3506の1、3506の4、3506の5、3507の1、3507の2、3646の1、3651、3652の1、3654、3658の2から3658の5まで、3680、3687、4065の1から4065の3まで、4066の1、4066の2、4066の4、4139の2、4139の3、4180の4、4183の4、4902の1、5120の1、5120の2、5120の4、5120の6、5140、5142の1、5211（次の図に示す部分に限る。）、5212の2、5215の2、5232の1、5232の2から5232の4まで

(以上3筆国有林)、5232の5、5232の6から5232の8まで(以上3筆国有林)、5233の1、5233の2(国有林)、5233の3、5234の1から5234の3まで、5234の4(国有林)、5235の1から5235の3まで、5235の4・5235の5(以上2筆国有林)、5236の1から5236の7まで、5242の2から5242の6まで、5269の1、5270の1、5301の1から5301の3まで、5301の6、5301の7、5326の1、5329、川東244の1、244の2、244の7、246の1、246の2、614の1から614の4まで、617の1から617の3まで、617の5(国有林)、617の7(国有林。次の図に示す部分に限る。)、1128、1130の2、1131の2、1136の2、1137の1、1137の2、1140の2、1140の3、1412、1417、1418の2、1420の3から1420の5まで、1422の1、1422の2、1434の1、1500の1、1500の2、1504の1、1505の1、1505の2、1506の2、1506の3、1509の1、1509の2、1510の1から1510の3まで、1511、1512の2・1513の2・1513の3(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1516の2、1516の3、1517甲の2、1518の2(次の図に示す部分に限る。)、1519の1、1519の4(次の図に示す部分に限る。)、1520の1、1520の2、1521の1、1521の2、1522、大谷301、302の1、302の2・302の3(以上2筆国有林)、344、345の11、345の14、345の36(国有林)、354の1、354の2、355の4、355の5、358、368の1、570の1、570の4、570の7、570の8、590の1、612の1、613、町田283の1、283の3、284の2、284の3、284の5、289の9、289の40

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

水主1631の1、1631の4、1631の5、1632、1633の1、1633の5から1633の7まで、2001の1、2001の5、2003の1、2004の1、2004の4(国有林)、2284、2397の1、2397の2、2397の4(国有林)、2444の1、2444の2、2444の3(国有林)、2450、2452、2453、2456、2457、2458の1、2458の2(国有林)、2629の1から2629の3まで、2629の4・2629の5(以上2筆国有林)、2640の1、2640の2、2640の3・2640の4(以上2筆国有林)、2641、2642の1、2642の2(国有林)、2643の1から2643の3まで、2643の4・2643の5(以上2筆国有林)、2643の6、2643の7(国有林)、2645の1、2645の2・2645の3(以上2筆国有林)、2647の1、2647の3・2647の4・2647の6から2647の9まで(以上6筆国有林)、2647の10、2898の1、2898の2から2898の4まで(以上3筆国有林)、2899の1、2899の2、2977、2978の2、2978の12、3075、3081、3441、3442の1、3442の2、3444、3445、3447の1、3448から3450、3452、3453、3454の1、3503の3、3503の21、3505、3506の1、3506の4、3506の5

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市事業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)